



トピックス	TOP	MPD
S・A	8・9	8・9
論文	2	2

立入り



警察官は、前2条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる(警職法6条1項)。

興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない(警職法6条2項)。

危険時の立入り(警職法6条1項)

① 意義

危険時の立入りとは、**危険な事態**が発生し、人の**生命、身体又は財産**に対する危害が**切迫**した場合に、**警察の責務**を達成するため、必要な限度で他人の土地・建物等へ**強制的**に立ち入る職務行為である。

② 要件

(1) 前2条に規定する危険な事態

警職法4条(**避難等の措置**)又は5条(**犯罪の予防及び制止**)に規定する危険な事態が発生した場合をいう。

4条に規定する危険な事態	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態
5条に規定する危険な事態	犯罪がまさに行われようとするのを認めたとき

(2) 人の生命、身体又は財産に対する危害の切迫

危険な事態の発生により、人の**生命、身体又は財産**に対する**危害が切迫している場合**をいう。

危害の切迫性

- 危害の切迫性の有無は、警察官が直接現認した事項のほか、被害者や目撃者の通報等の情報を資料として合理的に判断する。
- 人の生命、身体又は財産に対する危害が切迫していない「文書偽造」「賭博」等の犯罪が、まさに行われようとしていても、警職法6条1項を根拠として立ち入ることはできない(この場合、警察法2条1項を根拠とする立入りの限度で立ち入ることができると解される)。



(3) 目的

① **危害の予防**、② **損害の拡大防止**、③ **被害者の救助**、の3つに限定されている。このうち**1つ**又は**複数**の目的を果たす必要がある場合に、警察官の立入りが認められる。

警職法6条1項に基づく立入りの目的	警職法6条1項では許されない立入りの目的
① 危害の予防	○ 犯罪捜査
② 損害の拡大防止	○ 行政取締り法規の執行
③ 被害者の救助	等

「犯罪予防」を本来的な目的とした立入りは認められていませんが、警職法5条(犯罪の予防及び制止)に規定する危険な事態が発生した場合の立入りの機会に、犯罪を行っている者を発見したときは、現行犯逮捕等の犯罪捜査に移行することができます。



(4) やむを得ないと認めるとき

立入りの目的を果たすため、その場所に立ち入る以外に、**現実的で可能な他の適当な手段がない場合**をいう。



やむを得ないといえるか否かの判断は、警察官の健全な裁量に委ねられています。

③ 立入りのできる場所

法文上「他人の土地、建物又は船車」とされているが、これらは**他人の管理する場所**を例示したものであって、これらに限定するものではない。**他人の管理する水面、列車、航空機**等についても立ち入ることができる。



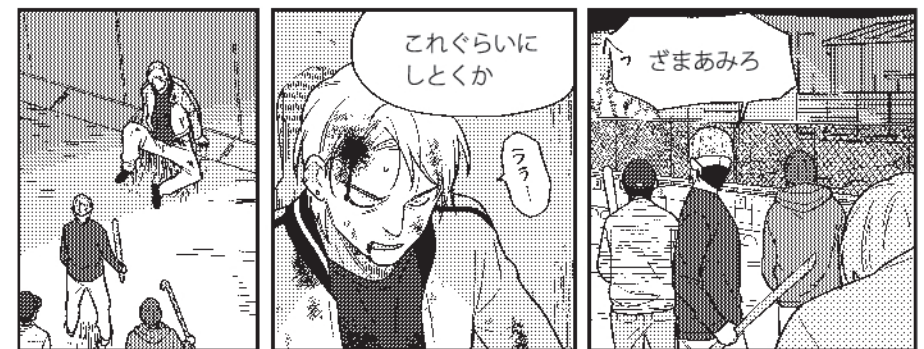
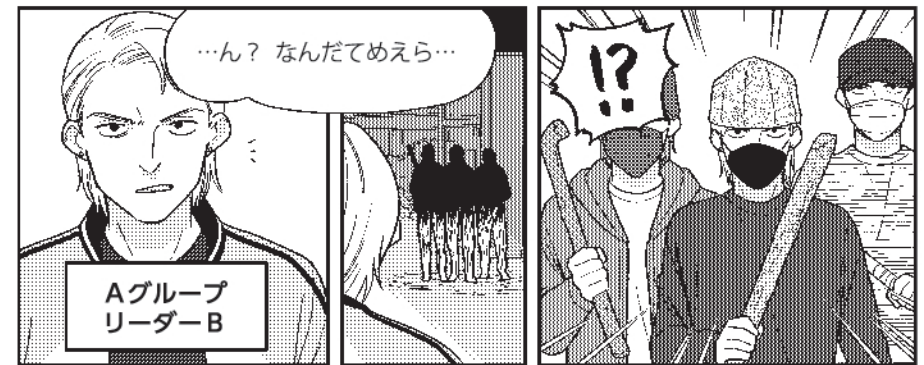
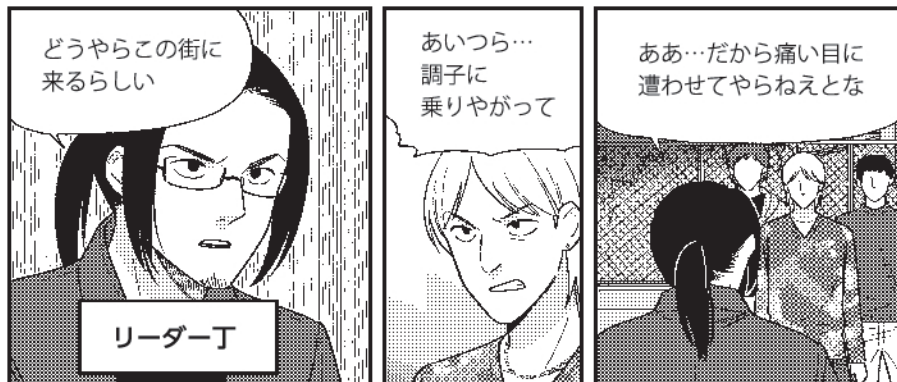
マンガでTRY 法学論文 刑法



TOPの論文 **1**、TOP・MPDの論文 **3** とリンク！

共謀共同正犯

暴走族仲間の甲、乙、丙の3人は、リーダーの丁に呼び出され、対立抗争中のAグループのリーダーBを痛い目に遭わせようと告げられ、3人はBを襲うことを決意した。丁は、B襲撃を3人に任せることにし、3人は、Bの自宅付近で待ち伏せ、現れたBを取り囲み、それぞれ持参した角材、木刀、鉄パイプで殴打し、Bに全治1か月の重傷を負わせた。



問 この場合における甲、乙、丙、丁の刑責について述べなさい。

解答・解説は次ページで ➡